

■「大阪府賃貸住宅供給促進計画」の一部改定(案)に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】 平成30年10月15日(木曜日)から平成30年12月14日(金曜日)まで

【募集方法】 電子申請・郵送・ファクシミリ

【募集結果】 1名(団体含む)の方から、1件のご意見・ご提言をいただきました。いただいたご意見・ご提言についてのお返事は次のとおりです。

意見内容	大阪府の考え方
<p>これ以上の床面積の基準緩和は止めて、現行の基準のまま登録住宅の件数を増やす工夫をして下さい。</p> <p>床面積基準を13平方メートル以上にするということは、住生活基本計画の定める健康で文化的な住生活を営むための最低居住面積基準を約半分に引き下げるもので、そのような狭隘な部屋がセーフティネット住宅であっても良いと府が認めることは、府が住宅確保要配慮者の居住権を無視するものとも思え問題ありと考えます。</p> <p>登録住宅の件数の伸び悩みは、床面積の問題ではなく、他のところに問題があるはずで、多くの大家さんが安心して登録できるよう制度の整備をしてください。大家さんの心配するところは、家賃滞納の問題だけではありません。住み始めてから近隣とトラブルを起こされたり、室内の備品を壊されたり、いわゆる事故物件になったりすることなどを大家さんは心配しています。入居後の負担を大家さんにもみ任せないようにしてください。</p>	<p>本改定案では、台所、浴室等住宅の一部が共用された場合であっても一般型住宅と同等の居住環境が確保されるものを緩和の対象としています。</p> <p>また、大阪府では、取り組みにあたり家主の不安解消と入居者の生活支援が重要なものと認識しており、居住支援を行う居住支援法人の指定を積極的に進めております。</p> <p>今後は、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、居住支援に関する情報発信のほか、市町村単位での居住支援体制の構築を進めていくなど、住宅確保要配慮者の方が地域で住み続けることができる体制づくりに努めてまいります。</p>